

I P 通信網サービス契約約款（OCN）（共通編）【現改比較表】 2023年11月6日現在

～2024年1月31日

2024年2月1日～

附 則（令和5年11月1日 OCN第005701号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和6年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供されている第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ2のコース1に係るものに限り、以下この欄において同じとします。）の優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用（以下「県間固定特別割引」といいます。）の料金そのほかの提供条件は、次に掲げるとおりとします。

（1）減額の適用

別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、以下「別冊」といいます。）料金表第1表1-2-2（定額利用料）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

1 契約者識別符号ごとに

<u>区分</u>	<u>基本額の減額</u>
<u>タイプ2のコース1</u>	<u>700円（770円）</u>

備考

1 当社は、県間固定特別割引の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。

～2024年1月31日

2024年2月1日～

2 当社は、第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更をした場合は、県間固定特別割引を適用しません。

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附則別表

1 料金額

1-1 (略)

1-2 定額利用料

(1)～(2) (略)

(3) タイプ5のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	700円 (770円)

備考

1～5 (略)

附則別表

1 料金額

1-1 (略)

1-2 定額利用料

(1)～(2) (略)

(3) タイプ5のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	700円 (770円)

備考

1～5 (略)

～2024年1月31日

2024年2月1日～

6 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表通則に規定する（高額利用割引）、料金表第1表第1（利用料金）1-1（適用）に規定する（優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用）の減額を適用しません。

1-3 （略）

6 削除

1-3 （略）